

について優遇を受けることができる。

附則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

○山梨県都市公園条例

(昭和39年3月31日 条例第21号)

最終改正 平成24年3月30日条例第26号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)の規定に基づき、都市公園の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものとする。

- 一 都市公園 法第2条第1項に規定する都市公園
- 二 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設
- 三 有料公園施設 別表第1上欄に掲げる都市公園の同表下欄に掲げる使用料又は利用料金を徴収して利用に供する公園施設

第2章 都市公園の管理

(行為の禁止)

第3条 都市公園においては、正当な理由がなく次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 公園施設の損傷又は汚損
- 二 竹木の伐採若しくは植物の採取又はこれらび損傷
- 三 土地の形質の変更
- 四 鳥獣類の捕獲又は殺傷
- 五 はり紙若しくははり札又は広告の表示
- 六 ごみの投げ捨てその他の不衛生な行為
- 七 たき火その他の公園施設等に危険を及ぼすおそれのある行為
- 八 立入禁止区域への立入り
- 九 指定された場所以外の場所への車馬の乗入れ

(行為の制限)

第4条 都市公園(有料公園施設を除く。)において次に掲げる行為をしようとする者は、規則の定めるところにより申請書を知事に提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 物品の販売、募金その他これらに類する行為
- 二 業としての写真又は映画の撮影
- 三 興行
- 四 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し
- 五 花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為

2 知事は、前項各号に掲げる行為が公衆の都市公園

の利用に支障に及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。ただし、当該行為による都市公園の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(第14条第3項第5号において単に「暴力団」という。)の利益となると認められる場合は、この限りでない。

3 知事は、第1項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を附することができる。

(休業日及び利用時間)

第5条 公園施設の休業日及び利用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休業日に営業し、若しくは休業日以外の日に休業し、又は利用時間を変更することができる。

第6条 削除

(利用の禁止又は制限)

第7条 知事は、都市公園の保全のため必要があると認めるときは、その利用を禁止し、又は制限することができる。

(許可の取消し等)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- 一 この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
- 二 この条例の規定による許可に附した条件に違反した者
- 三 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- 四 第4条第2項ただし書に規定する場合に該当する者

2 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- 一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- 二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- 三 前各号のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

(使用料等)

第9条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第4条第1項の許可又は第14条第1項若しくは第2項の承認(山梨県芸術の森公園の利用に係るものに限る。)を受けた者は、次に定める使用料を、規則の定めるところにより納付しなければ

ならない。

- 一 第4条第1項各号に定める行為の場合又は工作物その他の物件若しくは公園施設の利用等(以下この号において「行為又は利用等」という。)については、別表第3に定める額(当該行為又は利用等が消費税法(昭和63年法律第108号)第4条第1項に規定する資産の譲渡等に該当し、かつ、同法第6条第1項の規定により消費税の非課税のものに該当しないときは、当該行為又は利用等について同表に定める額に100分の105を乗じて得た額)
 - 二 第14条第1項又は第2項の承認を受けた利用については、別表第4に定める額
- 2 知事は、公益上必要があると認める場合においては、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。
 - 3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、許可を受けた者の責に帰することのできない理由によつて当該許可に係る行為をすることができなくなった場合においては、その全部又は一部を還付するものとする。

第3章 指定管理者による管理

(指定管理者による管理)

第10条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に別表第5の上欄に掲げる都市公園の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 公園施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 二 有料公園施設の利用の承認に関する業務
- 三 別表第五の上欄に掲げる都市公園ごとに、それぞれ同表の下欄に定める業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手續)

第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。
 - 一 事業計画の内容が、都市公園の効用を発揮することができるものであること。
 - 二 事業計画の内容が、都市公園の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、都市公園の平等な利用を確保することができるものであること。

四 事業計画に沿つた管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(指定管理者の管理する公園施設の休業日及び利用時間)

第13条 第5条ただし書の規定にかかわらず、指定管理者が管理する公園施設にあつては、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休業日に営業し、若しくは休業日以外の日に休業し、又は利用時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第14条 有料公園施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者が当該承認に係る有料公園施設内に第3条第5号の広告を表示しようとする場合は、指定管理者の承認を受けて同号の広告を表示することができる。

3 指定管理者は、前2項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 宿泊施設にあつては、衛生上支障があると認められるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

五 その利用が暴力団の利益となると認められるとき。

4 第1項又は第2項の承認(山梨県芸術の森公園の利用に係るものを除く。)を受けた者は、第16条第2項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

(承認の取消し)

第15条 有料公園施設を管理する指定管理者は、当該有料公園施設を利用する者が前条第3項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第1項又は第2項の承認を取り消すものとする。

(利用料金等)

第16条 第14条第4項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金の額は、別表第6に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

3 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

4 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、有料公園施設を利用する者の責に帰することができる

ない理由によつて利用できなかつた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第17条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項(山梨県芸術の森公園を管理する指定管理者にあつては、第三号に掲げる事項を除く。)を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第11条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 都市公園の管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、都市公園の管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項

第四章 監督 (省略)

第五章 雑則

(公園施設の設置等の申請書の記載事項)

第24条 法第5条第1項の条例で定める事項は、公園施設の設置又は管理の目的、期間、場所、内容及び方法その他規則で定める事項とする。

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、工作物その他の物件又は施設の管理の方法その他規則で定める事項とする。

(軽易な変更事項)

第25条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更事項は、工作物その他の物件又は施設の主要構造部に影響を与えない構造の一部変更その他規則で定める事項とする。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第26条 知事は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにして、その旨を告示しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第27条 第3条、第4条、第7条から第9条まで、第24条及び第25条の規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(警察本部長への情報提供依頼)

第28条 知事は、次に掲げる場合においては、第4条第1項の許可若しくは第14条第1項若しくは第2項の承認を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に関し、山梨県暴力団排除条例(平成22年山梨県条例第35号)第2条第3号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)

であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 第4条第1項の許可をしようとする場合

二 第8条第1項の規定による第4条第1項の許可の取消し、その効力の停止若しくは同条第3項の条件の変更又は行為の中止、原状回復その他必要な措置の命令をしようとする場合

三 指定管理者が第14条第1項の承認をしようとする場合

四 指定管理者が第15条の規定による第14条第1項又は第2項の承認の取消しをしようとする場合(知事への情報提供)

第29条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第4条第1項の許可若しくは第14条第1項若しくは第2項の承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(委任)

第30条 この条例に定めるものを除くほか、必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

(過料)

第31条 次の各号の一に該当する者に対しては5万円以下の過料を科する。

一 第3条の規定に違反して同条各号の一に掲げる行為をした者

二 第4条第1項の規定に違反して同項各号の一に掲げる行為をした者

三 第8条の規定による知事の命令に違反した者

第32条 偽りその他不正な行為によりこの条例による使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(両罰規定)

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和39年5月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、この

条例による改正後の山梨県都市公園条例第10条及び第12条の規定の例により、山梨県芸術の森公園及び山梨県桂川ウェルネスパークの管理に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定することができる。

附 則 (平成24年条例第26号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(山梨県都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の山梨県都市公園条例第4条第2項及び第14条第3項の規定は、施行日以後に行われる同条例第4条第1項の許可及び同条例第14条第1項の承認の申請について適用し、施行日前に行われた第2条の規定による改正前の山梨県都市公園条例第4条第1項の許可及び同条例第14条第1項の承認の申請については、なお従前の例による。

○山梨県都市公園条例施行規則

(昭和39年5月25日 規則第34号)

最終改正 平成24年3月30日 規則第29号
(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県都市公園条例(昭和39年山梨県条例第21号。以下「条例」という。)に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納付)

第2条 条例第9条第1項の規定による使用料(以下「使用料」という。)は、前納しなければならない。

(使用料の免除等)

第3条 条例第9条第2項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、当該許可の申請をする際に、使用料免除申請書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に当該申請書の提出を不要と認めて別に定める場合に該当するときは、この限りでない。

2 条例第9条第3項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、還付の理由の生じた日から起算して15日以内に、使用料還付申請書を知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第4条 条例第12条第1項の規定による条例別表第5の上欄に掲げる都市公園の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益

計算書又はこれらに準ずるもの

八 前各号に掲げるもののほか、条例第十二条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

(利用料金の免除等)

第5条 条例第16条第3項の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は当該各号に定める額とする。

一 次に掲げる者が山梨県緑が丘スポーツ公園のスポーツ会館(屋内プール)、山梨県小瀬スポーツ公園の水泳プール若しくはアイスアリーナを個人で利用するとき又は山梨県笛吹川フルーツ公園の温室・展示室若しくは山梨県森林公園金川の森のターゲットバードゴルフ場を利用するとき(イに掲げる者が山梨県笛吹川フルーツ公園の温室・展示室を利用する場合を除く。)

イ 65歳以上の者(山梨県森林公園金川の森のターゲットバードゴルフ場を利用する場合にあつては、県内に居住する者に限る。)

ロ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者及びその介護を行う者

ハ 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校(次号において「小学校等」という。)の児童又は生徒(土曜日に利用する場合であつて、定期利用に該当しないときに限る。)

二 県内の小学校等の児童又は生徒及びこれらの引率者が、教育課程に基づく教育活動として山梨県笛吹川フルーツ公園の温室・展示室を利用するとき。 利用料金の全額

三 県が公用又は公共用として利用するとき。 利用料金の全額

四 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたとき。 知事が相当と認める額

第6条～第7条 (省略)

(損傷等の届出)

第8条 公園施設又は設備若しくは器具を損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(書類の様式等)

第9条 都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)、条例及びこの規則の規定による書類の様式は、それぞれ次のとおりとする。

一 法第5条第1項の規定による公園施設設置許可申請書 第1号様式

二 法第5条第1項の規定による公園施設管理許可申請書 第2号様式

三 法第6条第2項の規定による都市公園占用許可申請書 第3号様式

四 条例第4条第1項の規定による都市公園内制限行為許可申請書 第4号様式

- 五 法第5条第1項及び第6条第3項並びに条例第4条第1項の規定による変更許可申請書 第5号様式
- 六 第3条第1項の規定による使用料免除申請書 第6号様式
- 七 第3条第2項の規定による使用料還付申請書 第7号様式
- 八 条例第12条第1項の規定による指定管理者指定申請書 第8号様式
- 九 条例第19条第2項の規定による保管工作物等一覧簿 第9号様式

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年5月1日から適用する。

附 則（平成24年規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
（山梨県都市公園条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県都市公園条例施行規則第4号様式による都市公園内制限行為許可申請書は、この規則による改正後の山梨県都市公園条例施行規則第4号様式による都市公園内制限行為許可申請書とみなす。